

## 入居保証金

16.12m<sup>2</sup>～18.60m<sup>2</sup>（全 73 室）

438,000 円～500,400 円

※入居保証金は家賃相当額の 6 か月分です。

※契約解除時には、解除日までの未払いがある場合及び原状回復のための費用を差し引いて返還します（退去時精算）

●利用権方式。1～3年契約（更新継続可）となります。

●利用料の支払い方式／月払い方式●返還金／入居保証金は退去時に返還します。

## 月払い費用

**月額利用料** 160,427 円～170,827 円

内訳	家賃相当分	管理費	食費	合計
利用料	73,000 円 ～83,400 円	41,142 円 (税込)	46,285 円 (税込)	160,427 円 ～170,827 円

<別途費用>

●介護保険 1 割負担分（2 割負担の場合あり）

日常生活関係利用料（冷蔵庫、テレビ、衣類、水道・光熱費、オムツ代、生活関連費・雑費等）

（30 日あたり／消費税対象外）

	要支援 1	要支援 2
自己負担金	6,719 円	11,195 円

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
19,349 円	21,569 円	23,963 円	26,183 円	28,542 円

※当施設では個別機能訓練加算（12 単位／日）、夜間看護体制加算（10 単位／日）、（平成 28 年 4 月 1 日現在）医療機関連携加算（80 単位／月）、介護職員処遇改善加算（単位の合計 ×6.1%）が含まれます。

## 居室変更

ご入居の状況によって同施設内で住み替える場合、利用権を消滅させ、新たに別の介護居室の利用権を設定します。（費用調整あり）

## 協力医療機関

### ■ 慈誠会記念病院

東京都板橋区西台 3-11-3

[診療科目] 一般内科、リウマチ科、消化器内科、リハビリテーション科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、人工透析内科

[病床数] 194 床

[協力内容] 日常診療および健康相談、リハビ

リ機能訓練、年 2 回の定期健康診断及び緊急時の受け入れ等

### ■ 医療法人社団 郁栄会 西東京歯科室

東京都杉並区宮前 4-19-11

[診療科目] 歯科

[協力内容] 日常の診療及び検診、義歯の作成、口腔ケアの実施。

※病状により、協力医療機関からの往診があります。

## 入居条件

ご入居者の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度における要支援・要介護認定を受けられた、伝染性疾患のない方。</li> <li>●入居保証金や月々の生活費を支弁できる方。</li> <li>●当ホームの運営・管理規程をご承諾いただける方。</li> </ul>
身元引受人の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として身元引受人 1 名を定める。</li> <li>●身元引受人はご入居者と連帯して利用料金の支払いについて責任を負う。</li> <li>●身元引受人は契約解除の際にご入居者様の身柄を引き取る。</li> </ul>
ホームによる契約解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者はご入居者が次の (1)～(4) のいずれかに該当し、かつ本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。</li> <li>(1) 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段によって入居したとき</li> <li>(2) 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なくしばしば遅滞するとき</li> <li>(3) ご入居者の行動が他のご入居者の生命や生活に危害や支障を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができないとき</li> <li>(4) その他施設の運営存否に重大なおそれありと考えられる場合</li> <li>●契約の解除の場合は、事業者は次の (1)～(3) の手続きによって行います。</li> <li>(1) 契約解除について最長 90 日の予告期間をおく。但し、緊急を要する場合は、別途協議の上、この限りではありません</li> <li>(2) ご入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける</li> <li>(3) 解除通告に伴う予告期間中に、ご入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合にはご入居者や身元引受人等その他関係者、関係機関と協議し、移転先の確保について協力する</li> </ul>
ご入居（契約）者による契約解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご入居者は事業者に対して、少なくとも 30 日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。</li> <li>●ご入居者が解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者がご入居者の退去事実を知った日の翌日から起算して 30 日目をもって本契約は解約されたものと推定します。</li> </ul>